

## 登別市集会施設における使用料の減免団体登録申請等に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市集会施設における使用料等の減免手続の運用に関する規則（平成18年規則第7号。以下「運用規則」という。）の規定に基づき、使用料の減免団体登録申請に係る事務処理について、必要な事項を定める。

(事務処理等)

第2条 運用規則に基づく使用料及び利用料金減免申請書の提出があったときは、次により事務を行うものとする。

- (1) 施設を管理するグループの総括主幹又は施設の長（以下単に「施設の長」という。）は、申請書及び申請に当たっての添付書類に不備があると認めるときは、その補正を求め、又は正当な理由を添付させるものとする。
- (2) 申請を受けた施設の長は、申請団体の活動目的が、他の部局に関連するものと認めるときは関係部局と連携を図り、減免団体登録の適否を判断するものとする。
- (3) 使用料及び利用料金減免団体登録の承認における専決権者については、利用の許可及び減免の許可における専決権者が登別市事務決裁規程（平成2年訓令第6号）を基本とした関連規程に基づき施設の長となっているので、施設の長とする。
- (4) 減額団体の登録の適否を判断するときは、申請を受けた施設の条例の施行規則及び前号の規定により関係する施設の条例及び施行規則に規定する減免基準に基づき行い、その結果を運用規則の定めに従い申請団体へ通知するものとする。この場合において、申請団体の構成員については、原則、登別市民の構成比が3分の2以上を占めることを減額団体の登録の要件とし、申請団体の活動目的等を考慮して適切に判断するものとする。
- (5) 減免団体の登録を行った施設の長は、その旨を総務部人事・行政管理グループへ送付し、総務部人事・行政管理グループ総括主幹は、運用規則で定める施設の長へ周知する。
- (6) 前号により総務部から周知を受けた施設の長は、指定管理者又は施設管理の関係職員へ周知し、条例、規則及び運用規則に基づく取扱いを徹底するものとする。

(その他)

第3条 この要綱を改正するときは、登別市集会施設運営連絡協議会（平成18年2月23日市長決裁）の協議を経て行うものとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。